

Title	ヨーロッパ消費者法の体系と消費者の権利：消費者法の体系化へ向けて
Sub Title	The system of European consumer law and consumer's right
Author	鹿野, 菜穂子(Kano, Naoko) 中田, 邦博(Nakata, Kunihiro) 若林, 三奈(Wakabayashi, Mina) 馬場, 圭太(Baba, Keita) 宗田, 貴行(Sōda, Takayuki) カライスコス, アントニオス(Karaiskos, Antonios)
Publisher	
Publication year	2019
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2018.)
JaLC DOI	
Abstract	<p>本研究では、消費者法の体系的構築の可能性を追究するため、EU消費者法の平準化をめぐる新たな展開を分析した。特に焦点を当てたのは、消費者権利指令、単一デジタル市場に向けたEUの立法動向、消費者団体訴訟制度などである。</p> <p>これらの分析を踏まえて、消費者法の実体法規のあり方や、消費者の権利実現・被害救済を実効化するための手続的な仕組みのあり方について、体系性という視点を加えて検討を行った。</p> <p>The purpose of our research was to seek for the possibility of systematization of consumer law. For this purpose, we have examined the new developments of EU consumer law concerning its harmonization and then examined the structure and the contents of consumer material law and procedural law related to the realization of consumer rights, from the viewpoint of the systematization of consumer law. With regard to the above, we have focused especially on (1) consumer rights directive, (2) new EU rules towards the single digital market and (3) consumer group litigation system, and analyzed them. Based on this analysis, we have discussed the core points for the systematization and effectiveness of consumer law.</p>
Notes	研究種目：基盤研究 (B) (一般) 研究期間：2016～2018 課題番号：16H03571 研究分野：民法・消費者法
Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_16H03571seika

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

令和元年6月18日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16H03571

研究課題名(和文) ヨーロッパ消費者法の体系と消費者の権利 - - 消費者法の体系化へ向けて

研究課題名(英文) The System of European Consumer Law and Consumer's Right

研究代表者

鹿野 菜穂子 (KANO, Naoko)

慶應義塾大学・法務研究科(三田)・教授

研究者番号：10204588

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,210,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、消費者法の体系的構築の可能性を追求するため、EU消費者法の平準化をめぐる新たな展開を分析した。特に焦点を当てたのは、消費者権利指令、単一デジタル市場に向けたEUの立法動向、消費者団体訴訟制度などである。これらの分析を踏まえて、消費者法の実体法規のあり方や、消費者の権利実現・被害救済を実効化するための手続的な仕組みのあり方について、体系性という視点を加えて検討を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、第一に、EUの消費者法の平準化に向けた最新の動向を分析検討したことにある。このような作業は、それ自体で、わが国の今後の消費者法の在り方を考える上での重要な資料を提供することになる。第二に、EUでの議論を参考にしながら、消費者法の体系化に向けた検討を行ったことにある。この研究作業は、わが国の消費者法の発展に寄与するものになったと考える。第三に、本研究では、情報通信技術の発展を背景に重要性を増したオンラインプラットフォーム取引などについても検討を進めた。日本では従来、未だ十分に行われていなかった課題について、重要な問題提起をすることができたと考える。

研究成果の概要(英文)：The purpose of our research was to seek for the possibility of systematization of Consumer Law. For this purpose, we have examined the new developments of EU Consumer Law concerning its harmonization and then examined the structure and the contents of Consumer Material Law and Procedural Law related to the realization of consumer rights, from the viewpoint of the systematization of Consumer Law. With regard to the above, we have focused especially on (1) Consumer Rights Directive, (2) New EU Rules towards the single Digital Market and (3) Consumer Group Litigation System, and analyzed them. Based on this analysis, we have discussed the core points for the systematization and effectiveness of Consumer Law.

研究分野：民法・消費者法

キーワード：消費者法 EU法 民法 比較法 民事手続法

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 消費者法およびこれに関連する研究は、20世紀最後の四半世紀に飛躍的な発展を遂げた。特に欧州共同体では、加盟国の消費者保護の推進と消費者法の平準化が積極的に図られてきたが、その波及的な効果は、さらに他の世界各国へと広がることとなった。日本における製造物責任法(1994年)や消費者契約法(2000年)等の重要な法律の制定も、このような世界的な潮流の延長線上にあるといえることができる。

このような消費者法のグローバル化と消費者法の国際的な平準化は、最先端の法領域にも拡大しつつある。たとえば、ヨーロッパ法研究所(ELI)の2015年の年次総会では、テーマの一つとして「CESL(欧州共通売買法)からデジタル単一市場へ」が取り上げられたが、EUにおけるこのようなデジタル市場の統合への試みは、アメリカにおける法政策の中でも強く意識されているところであり、グローバル社会における消費者保護の在り方に強く影響を与える主要な動きとなっていた。

(2) 日本では、消費者法の比較法的研究に本格的に取り組んできた先行例として、故長尾治助氏(元立命館大学教授)を中心とする研究プロジェクトのほか、本研究の代表者である鹿野が参加しているヨーロッパ消費者法研究会がある。これらの研究プロジェクトは、その主な研究対象である欧州のみならず、英米法圏やアジア圏における消費者法や私法全般を対象に含むものであるが、特にEUにおけるこの分野の法発展がめざましいことから、EU消費者法についての研究を特に積極的に深めている。20世紀末に相次いで採択された個々のEU消費者保護関連指令や法統一のプロジェクトについては、日本でも個別研究が多く公表されている。本研究の代表者および研究分担者も、消費者権利指令(2011/83/EU)、DCFR、欧州共通売買法(CESL)規則提案等を対象に検討を加えてきており、外国人研究者の日本への招聘、海外調査の実施、外国法関連資料の翻訳作業を通じてこれらに対する理解を深めたほか、この研究の成果を著書や論文として公表してきた。また、この領域における日本法の進展を外国に発信するために、外国語論文の公表等も行ってきた。

(3) 今世紀に入って、EUでは、より統一的な消費者法の実現へ向けた大きな展開が見られ、注目を集めている。EUでは、これまで消費者保護立法が個別領域ごとに対症療法的に策定されてきたために、各法がモザイク状となり統一的な体系を欠いた状態になっていることが強く自覚され、領域横断的な指令(水平化)が必要であることが主張された。他方、これまでEUが採用してきた「最低水準のルールの平準化minimum harmonization」では、各国における保護水準の差が解消されず、それが統一市場の形成の深刻な障害となっていること、それゆえ画一的基準の導入を強制する「完全平準化full harmonization」を採用することが必要であることが主張された。その結果、EU消費者立法は、CESLに見られるような完全平準化へ向けて大きく舵が切られた。この提案は後に撤回されることとなったが、その影響はなお大きく残っている(このことについては、中田邦博「ヨーロッパ(EU)私法の平準化」(岩谷十郎ほか編『法典とは何か』(慶應義塾大学出版会、2015)205ページ以下を参照)。

(4) このような新たな展開の他の現れとして、消費者権利指令(2011/83/EC)を挙げることができる。この指令は水平化・完全平準化を目指したものであり、それゆえに、この指令をめぐる激しい議論が展開された。本研究の研究代表者および分担者は、この指令による影響を正確に把握し各国の動向を見極めるために、消費者権利指令とその国内法化に関する研究を行っており、その成果を公表してきた。さらに、消費者権利指令以降のEU消費者法の展開については、科研費補助金(平成25年度~27年度:基盤研究(B)(一般)「EU法の展開と消費者法の再構築」研究課題:25285033)の助成を得て、既に共同研究を行ってきた。以上のような研究成果の

一部は、中田邦博=鹿野菜穂子編『ヨーロッパ消費者法・広告規制法の動向と日本法』（日本評論社、2011）においてまとめていた。

2．研究の目的

(1) 本研究は、以上のような状況を背景に、1．研究開始当初の背景でも触れた本研究グループの従前の研究を基礎としながら、EU 消費者法の平準化をめぐる新たな展開を分析するとともに、それを踏まえて、消費者法の実体法規のあり方や、消費者の権利実現・被害救済を実効化するための手続的な仕組みのあり方について、体系的という視点を加えて検討を行い、消費者法の体系的構築の可能性を検討することを目的としたものである。

(2) 具体的には、まず、EU 消費者私法の平準化の促進を目的とする新たな動向、とりわけ 消費者権利指令、ヨーロッパ共通売買法規則提案以後のデジタル市場の統合への試み、消費者団体訴訟制度などについて分析し、また消費者法の体系化や構造化をめぐるヨーロッパにおける議論についての検討を行い、その上で、これらの分析・検討を踏まえて、最終的にはわが国での消費者法のあり方についての提言を行うことを目的とした。

3．研究の方法

(1) 本研究の課題は、EU消費者法の新たな動向を明らかにすることと、消費者法の体系・構造に関わる議論を分析・検討し将来に向けた提言を行うことの2つに分けることができ、それぞれに対応した方法をとった。

(2) 第一の課題のためには、EU立法それ自体のみならず、各国におけるEU立法の国内法化を調査し、分析・検討する必要がある。そこでまず、消費者保護問題に関するEUの政策・対応の変遷をたどり、関連する重要な個別立法（指令、規則）が採択され、あるいは提案が提言された経緯と、その具体的な内容およびそれに関わる議論の分析を行う。また、それが各国法にどのような形で受容され、各国の法体系や取引にいかなる影響を及ぼしたのかを調査・検討する。

このいずれにおいても、まずは日本において文献調査を行い、それを整理・分析することを通して、現地調査においてさらに明らかにするべき点を整理した上で、現地におけるヒアリング調査を実施し、文献だけでは明らかではない情報を補充するとともに、実際の機能に関する情報を得るという作業を行った。

(3) 第二の課題については、現在、EU 域内、とりわけドイツで活発な議論が生じていることから、その議論についてまず整理し、第一の課題の成果も踏まえて日本法の議論に接合させることを試みた。

ここでも、事前に文献調査を行ったうえで、現地調査においてそれを深めるという点では同様の方法も採ったが、さらに、現地で海外研究者と意見交換の機会を持ち、また、海外から研究者を招聘して講演会を開いて意見交換をすることを通して検討を深めた。また、研究会において各研究メンバーが担った研究の成果を報告し合うことで情報を共有し、議論を通して検討を深めた。

4．研究成果

(1) 初年度である平成 28 年度には、消費者保護問題に関する EU の政策・対応の変遷をたどり、関連する重要な個別立法（指令、規則）が採択され、あるいは提案が提言された経緯と、その具体的な内容およびそれに関わる議論の分析を行い、また、それが各国法にどのような形で受容され、各国の法体系や取引にいかなる影響を及ぼしたのかを調査・検討した。また、消費者法の体系化・構造化について、EU 域内、とりわけドイツで活発な議論が生じていたことから、その議論についてまず整理し、日本法の議論への接合可能性についての検討を開始した。

(2) 平成29年度には、一方で、ヨーロッパ消費者法全体の包括的な動きについての検討を前年

度に引き続き進めるとともに、他方で、各国の消費者法の展開に関する分析にも力を入れた。具体的には、EUの消費者関連指令が各国消費者法に及ぼす影響を明らかにするための調査検討作業を進めた。その際、各国の法体系の中における消費者法制の位置づけ、規制形式や、規制の実効化策（差止請求権、違法な収益の剥奪請求権、損害賠償請求権など）にも注目した。

この年度における調査検討の中で、特に力点を置いたテーマのひとつは、広告規制である。広告規制は、消費者法と競争法が交錯する分野でもあり、消費者団体の役割も期待される分野であることから、各国の広告規制とその実効化策について、さらに研究を進めた。また、インターネット上の市場の急速の拡大と共に浮上した重要な問題のひとつである「オンラインプラットフォームの責任のあり方」について調査を進めた。その研究を深めるため、外国人研究者を招聘して講演会を開催し、意見交換を行った。

(3) 3年目の平成30年度には、一方で、消費者団体訴訟制度の実効化のあり方、広告規制のあり方、オンラインプラットフォーム責任のあり方、消費者像の再検討などの個別の問題に取り組むとともに、消費者法の体系化という観点から、全体をまとめる作業を進めた。

(4) これらの作業を通じて、本研究では、EUのデジタル市場統一化へ向けた動向、消費者権利指令や不公正取引方法指令をめぐるその後の状況、集団的被害回復を含めた消費者団体訴訟制度と利益剥奪制度の動向、オンラインプラットフォーム責任をめぐる議論動向などについての調査を行い、その一部は既に論文等で公表した。消費者法の体系化に関する検討を深め、消費者法分野に属する各種ルールの役割分担と適切な連携という視点と、事業者、事業者団体、消費者、消費者団体および行政という関係主体の適切な役割分担及び連携により消費者保護の実効性を確保する仕組の構築という視点（関係主体の役割分担と連携）が消費者法の体系化にとって重要であるという基本的な考え方を打ち出すとともに、消費者法の実質的な意味における体系化と実効化のためのより具体的な方策を検討した。このような研究の成果は、まとめて出版することを計画し、そのための準備を進めているところである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計25件)

鹿野菜穂子、消費者契約法における契約締結課程の規律、消費者法研究、査読無、6号、2019、159-178

宗田貴行、ドイツ競争制限禁止法上の行政処分による集団的消費者被害救済、慶應法学、査読無、42号、2019、229-257

馬場圭太、Le commerce électronique : le point de vue du droit japonais (電子商取引: 日本法の観点から)、Kansai University Review of Law and Politics、査読無、No.40、2018、1-12

宗田貴行、ドイツ民訴法改正による多数消費者被害救済のためのムスタ確認訴訟制度の制定、獨協法学、査読無、107号、2018、215-327

宗田貴行、適格消費者団体の差止請求権の種類・目的・要件・内容、獨協法学、査読無、105号、2018、161-230

宗田貴行、消費者の集団的利益保護のための団体訴訟に関するEU指令案、獨協法学、査読無、100号、2018、189-245

宗田貴行、行政処分による消費者被害救済、現代消費者法、査読無、40号、2018、51-59

ルス・M・マルティネス・ヴェレンコソ(カライスコス アントニオス訳)、平準化されたヨーロッパ私法およびアキ・コミュのテールのEU加盟国へのインパクト、ノモス、査読無、40号、2017、33-67

鹿野菜穂子、惹起型錯誤・不実表示と消費者契約法4条、法学教室、査読無、441号、2017、23-29

鹿野菜穂子、「定型約款」規定の諸課題に関する覚書き、消費者法研究、査読無、3号、2017、73-96

馬場圭太、荻野奈緒、齋藤由起、山城一真（訳）、フランス債務法改正おるドナンス（2016年2月10日のオルドナンス第131号）による民法典改正、同志社法学、査読無、390号、2017、279-331

宗田貴行、ドイツにおける消費者団体訴訟制度の新たな展開、国民生活研究、査読有、57巻1号、2017、1-25

鹿野菜穂子、広告と契約法理、現代消費者法、査読無、32号、2016、13-22

中田邦博、日本における広告規制の概要 消費者法の観点から、現代消費者法、査読無、32号、2016、4-12

馬場圭太、2つの指令提案 - - EU 消費者法の新展開、消費者法ニュース、査読無、108号、2016、3

カライスコス アントニオス、馬場圭太、寺川永、デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案、関西大学法学論集、査読無、66巻2号、2016、197-226

カライスコス アントニオス、馬場圭太、寺川永、物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案、関西大学法学論集、査読無、66巻3号、2016、314-334

若林三奈、ヨーロッパ広告規制：オーストリア(1)(2)、JARO498号、査読無、18-19頁、JARO499号18-19頁、2016

宗田貴行、特商法上の指示に基づく返金命令、獨協法学、査読無、100号、2016

〔学会発表〕(計9件)

馬場圭太、改正民法における定型約款規制について、韓中日国際学術大会、2018

宗田貴行、消費者法の発展 - 被害の救済方法と抑止方法の多様化：ドイツ、日本比較法学会、2017

鹿野菜穂子、広告と民事法理、日本消費者法学会、2016

中田邦博、広告規制の比較法的検討、日本消費者法学会、2016

〔図書〕(計6件)

若林三奈ほか22名、Produzentenhaftung、Erich Schmidt Verlag、2017、4920番(Japan)のpp.1-35.

馬場圭太、カライスコス アントニオスほか3名、欧州私法の新たなる潮流、関西大学法学研究所、2016、pp.1-23、25-55.

鹿野菜穂子、中田邦博、馬場圭太、カライスコス アントニオスほか15名、消費者法の現代化と集团的権利保護、日本評論社、2016、pp.3-22、23-50、65-80、351-358、359-372、375-388、389-402、403-432、433-457、461-478、479-506、507-526、527-549、551-588.

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

(1)研究分担者

研究分担者氏名：中田 邦博

ローマ字氏名：(NAKATA, Kunihiro)

所属研究機関名：龍谷大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号：00222414

研究分担者氏名：若林 三奈

ローマ字氏名：(WAKABAYASHI, Mina)

所属研究機関名：龍谷大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号：00309048

研究分担者氏名：馬場 圭太

ローマ字氏名：(BABA, Keita)

所属研究機関名：関西大学

部局名：法学部

職名：教授

研究者番号：20287931

研究分担者氏名：宗田 貴行

ローマ字氏名：(SODA, Takayuki)

所属研究機関名：獨協大学

部局名：法学部

職名：准教授

研究者番号：60368595

研究分担者氏名：カライスコス アントニオス

ローマ字氏名：(KARAIKOS, Antonios)

所属研究機関名：京都大学

部局名：法学研究科

職名：准教授

研究者番号：60453982

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。